

平成 2 9 年度

福島町議会定例会 2 月会議

平成 3 0 年 2 月 2 0 日 (火)

諸 般 の 報 告

(第 1 号)

提出された案件

1. 町長提出

議案第45号 平成29年度福島町一般会計補正予算（第9号）

町長・その他の執行機関から通知のあった説明員

町長	鳴海清春	副町長	高木壽
総務課長	工藤泰	総務課参事	小鹿一彦
建設課長	木村文年		
教育長	前田勝広	事務局長兼給食センター所長	鎌田一志
監査委員	本庄屋誠		

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	次長	鍋谷浩行
主査	谷藤悟	書記	平野文子

監査報告

- 1月16日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。（水道事業会計）
- 1月18日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。
（一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、浄化槽整備特別会計）
- 2月8日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。（水道事業会計）
- 2月14日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。
（一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、浄化槽整備特別会計）

委員会の調査報告

- 12月28日 総務教育常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。
- 1月17日 経済福祉常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。
- 2月14日 経済福祉常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。
- 2月14日 国民健康保険の北海道広域化に関する調査特別委員会から、所管事務調査結果の報告があった。

議会に関連した諸行事（平成29年度福島町議会定例会12月会議後 本日まで）

- 12月14日 国民健康保険の北海道広域化に関する調査特別委員会
// 議会運営委員会（定例会12月会議反省事項）
- 20日 医療法人明生会及び社会福祉法人幸愛会並びに福島町との介護福祉・医療体制の相互連携に関する協定調印式（議長、副議長）
- 21日 総務教育常任委員会（公共施設等総合管理計画及び再編計画）
- 27日 経済福祉常任委員会（公共的団体の総合調整、福島町小規模企業振興基本条例の制定）
- 27日 議会運営委員会定例会12月会議反省事項手交（議長ほか）
- 1月4日 福島消防団出初式（議長ほか）
// 福島町職業援護相談所平成30年総会（議長）
- 9日 平成30年三者合同新年交礼会（議長ほか）
- 22日 議会運営委員会（議会だより編集ほか）
// 総務教育常任委員会意見書の手交（議長ほか）
// 経済福祉常任委員会意見書の手交（議長ほか）
- 24日 渡島西部四町議会議員連絡協議会第2回理事会（松前町、議長ほか）
- 26日 経済福祉常任委員会（今後の介護保険事業の運営）
- 29日 国民健康保険の北海道広域化に関する調査特別委員会
- 31日 渡島町村議会議長会定期総会（函館市、議長）
- 2月2日 九重部屋郷土後援会総会（議長ほか）
- 3日 平成30年度福島町町内会連合会定期総会（議長）
- 5日 総務教育常任委員会（職員数及び職員の勤務状況等について）
- 6日 町民と議員との懇談会
（吉野母と子の家、吉岡総合センター、宮歌生活館）
- 7日 経済福祉常任委員会（福島町水道事業経営戦略策定について）
- 8日 町民と議員との懇談会
（吉岡総合センター、白符ふれあいセンター、役場）
- 9日 正副議長会議（議長ほか）
町民と議員との懇談会
（日向生活館、役場、浜中母と子の家）
- 14日 福島町農業協同組合第66回通常総会（議長ほか）
// 町民と議員との懇談会
（月崎母と子の家、丸山地区会館、塩釜生活館）
- 15日 経済福祉常任委員会意見書の手交（議長ほか）
// 国民健康保険の北海道広域化に関する調査特別委員会意見書の手交
（議長ほか）
// 町民と議員との懇談会
（浦和生活館、緑町母と子の家、新栄町集会所）
- 16日 町民と議員との懇談会
（三岳母と子の家、三岳寿の家、千軒活性化センター）

- 19日 渡島西部四町議会議員連絡協議会 定期総会及び議員研修会
（議長ほか8名）
〃 渡島廃棄物処理広域連合議会運営委員会（北斗市、副議長）
20日 定例会2月会議

常任委員会報告

平成29年12月13日、平成29年度福島町議会定例会12月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えた常任委員会から、別紙のとおり所管事務調査報告書の提出があったので、これを報告する。

平成30年2月20日 提出

福島町議会議長 溝部幸基

記

○総務教育常任委員会

○経済福祉常任委員会

福 議 委 号
平成29年12月28日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 川 村 明 雄

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会12月会議(平成29年12月13日)において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	10 公共施設等総合管理計画及び町内会館の再編計画について
調査期間	平成29年12月21日(1日間)
出席委員	委員長 川 村 明 雄 委 員 滝 川 明 子 委 員 佐 藤 孝 男 委 員 平 野 隆 雄 委 員 溝 部 幸 基
欠席委員	副委員長 木 村 隆
委員外議員	議 員 熊 野 茂 夫
出席説明員	町 長 鳴 海 清 春 副町長 高 木 壽 総務課長 工 藤 泰 総務課課長補佐 佐 藤 和 利
議会事務局職員	事務局長 阿 部 憲 一 次 長 鍋 谷 浩 行 主 査 谷 藤 悟

[委員会意見]

調査事件 10 公共施設等総合管理計画及び町内会館の再編計画について

(平成 29 年 12 月 21 日調査)

本調査は、町がこれまで整備した公共施設等の老朽化が顕著になり、一斉に改修・更新時期を迎えており、人口減少や少子高齢化に伴う社会構造や町民ニーズの変化、また厳しい財政状況の現状を踏まえ、将来の人口規模を見据えた公共施設の計画的かつ効率的な整備・維持管理を図ることが求められているなか、今般、町より「福島町公共施設等総合管理計画」及び「町内会館の再編計画」について資料が示されたため、その内容を調査したものであり、調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目及び意見】

1. 公共施設等総合管理計画について

今回示された計画では現在の公共施設等を全て保有とした場合、改修・更新等に、年平均 11.5 億円が必要と試算しており、今後の取り組みとして「公共施設維持保全基金」の活用及び積立、補助事業などの有利な財源の確保を図り、指定管理制度による維持管理費の軽減を図るとしている。しかし、すでに町では平成 26 年度に 3 億円を「公共施設維持保全基金」として積立て、これまで 1 億円程度支消しているが、適正な維持管理が進んでいるとは言い難い、基金により公共施設を計画的に維持管理するとした当初の目的に沿って積立調整し積極的に有効活用されたい。

また、指定管理制度による経費の軽減について、町内の指定管理者としては「福島町まちづくり工房」等、公募によらず指名しているが、温泉の指定管理導入の経過を見ても経費の軽減には繋がっていないようにも思われることから、しっかり検証し、同制度の導入に当っては慎重な対応が必要と思慮する。

なお、本計画中「2-1 人口の推移」の図 2-1 本町の人口の推移において推計している町の人口のうち、生産年齢人口の値が大きく減少している状況がある。生産年齢人口の減少は将来的に人口全体に影響することが考えられるため、

定期的に精査のうえ推計を見直し政策の変更も視野に入れ公共施設等の総合管理計画を推進されたい。

2. 町内会館の再編計画について

- ① 今回の町内会館の再編計画については、計画の基本方針にもあるとおり会館の統廃合により数を縮小することが第一義と考えるが、示された資料の各会館の利用状況と調査結果に基づく再編計画の内容（年間利用回数が数回でも新築、利用はされているが解体等）には関連性があまり見られず、客観的説得力を欠き、各町内会の納得が得られるか疑義が残る。

施設は一度建設すると、その後何十年も維持管理していく必要があり、人口減少と高齢化が進む町において将来の負担とならないよう、町内会館の再編については展望計画も含め総合計画での慎重な検討が必要と思慮する。

- ② 会館を新築する場合の建設地については、防災（津波等）の観点から高台等への建設が望ましいと考えるが、町長からは防災の観点も大事としながらも、日常の利便性を考え現在の場所に建替えを検討しているとの答弁があったが、会館を統廃合し複数の町内会が利用することを考慮し、建設地は現状の場所に拘ることなく町全体のバランスを考えて慎重に検討されたい。

- ③ 岩部生活改善センターについては、岩部地区の活性化の拠点とする町長の構想に町内会館としての要素も含めるといふ考え方であれば、町内会館の再編計画とは切り離して対応すべきと思慮する。

福 議 委 号
平成30年1月17日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 熊 野 茂 夫

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会12月会議(平成29年12月13日)において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	2 公共的団体の総合調整について	7 福島町小規模企業振興基本条例の制定について
調査期間	平成29年12月27日(1日間)	
出席委員	委員長 熊野茂夫 委員 平沼昌平 委員 溝部幸基	副委員長 花田勇 委員 平野隆雄
欠席委員	委員 杉村志朗	
委員外議員	なし	
出席説明員	町長 鳴海清春 産業課長 川合力哉 産業課参事(農林) 花田雅昭	町長 鳴海清春 産業課長 川合力哉 産業課主幹(商工) 深山肇
議会事務局職員	事務局長 阿部憲一 主査 谷藤悟	次長 鍋谷浩行

[委員会意見]

調査事件 2 公共的団体の総合調整について

(平成 29 年 12 月 27 日調査)

本調査は、町が平成 27 年度定例会 12 月会議において議決された「福島町内の公共的団体の総合調整」に基づき、平成 28 年度から 2 年を目途に取り組んでいる福島町森林組合の事務等に関する調査指導について、平成 28 年 11 月 24 日及び平成 29 年 5 月 19 日の 2 回の委員会を経て、今般、町の支援策を含めた総合調整の最終的な方針が示されたことからその内容を調査・確認したものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目及び意見】

1. 町の支援策について

今回、町が示した支援策については、組合経営を早期に安定させたいという町の考えや、組合の再建計画の期間で対応することには一定の理解をするが、支援策アとエについては支援内容になお検討の必要性があると思慮されることから、支援を行う際は現状を十分把握、検討した上で対応されたい。

① ア 町有林整備事業の事業費拡大支援について

事業費拡大支援として事業の発注単価を見直し、間伐については集材調整率を算入するとの説明だが、算入を決めた経緯や今までの事業費積算の考え方についての答弁を聞いても理解・納得できるものではなく、北海道の標準単価に加算調整の要素が全く入っていなかったのか、町有林以外の間伐事業に適用が可能なのかなど疑義が残る。集材調整率加算の適用については、再建計画中の補助金的な支援策として提案していると言わざるを得ず、客観的な妥当性を判断することができず、疑義を払拭できない。したがって、本支援については、再建計画期間に限定し、その間に福島町として町有林整備事業の事業費積算に当てどのような算定基準が妥当かを再検討し確立されたい。

② エ 人的支援について

国の制度を活用してアドバイザーを確保することだが、町の希望する人材（町内の山林や林業に詳しくマネジメントも行う）の確保は非常に難しいと考える。少しでも可能性を上げるために受入体制（住居等の環境）の整備や業務内容を明確にする必要があり検討されたい。

また、人材を外に求めるより町内の人材を育てることも検討されたい。

2. 総括意見

町が総合調整を始めてから1年以上が経ち、これまでの資料と今回の調査において示された森林組合の状況と再建の方向性については一定程度確認できたと考える。しかし、前段で指摘したとおり支援策の一部についてはなお検討が必要と思慮されることから、当委員会の意見も踏まえ、引き続き支援内容について検討・整理されたい。

以前の委員会意見でも述べたとおり、森林組合は町内の森林整備を担う町の重要な団体であり存続させる必要があると考えるが、今回の総合調整に至ってなお当事者としての危機意識が低いことが懸念される。森林組合は森林整備、特に民有林の振興には欠かせないが、民間事業者としてのコスト管理や技術革新の意識を持ち、頼りになるサポーターとしての認識を強く堅持し、森林所有者の事業意欲を喚起する強い意志がなければ存在意義がなくなることも想定される。これらのことを念頭に町において、組合長・理事等役員をはじめ組合員に危機意識を持って組合運営を進めるよう指導されたい。

また、町行政としても森林組合支援策としてのアドバイザーの採用と並行し、林業分野の専門的な職員の育成が必要と思慮するので、全体職員数削減の厳しい状況だが、効果的な人事配置で対応されたい。

なお、総合調整の終了後も、森林組合の再建状況については町の支援が続く限り行政・議会においてチェックする必要があることは言うまでもなく、町においては引き続き支援内容を検証・検討し、議会に報告されたい。

[委員会意見]

調査事件 7 福島町小規模企業振興基本条例の制定について

(平成 29 年 12 月 27 日調査)

本調査は、平成 26 年に制定された小規模企業振興基本法及び北海道が平成 28 年に制定した北海道小規模企業振興条例を受け、町としても法の趣旨に基づき、小規模企業の振興に関する基本理念を定める「福島町小規模企業振興基本条例」を制定することとし、今般、条例案が示されたことから内容を調査したものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目及び意見】

1. 福島町小規模企業振興基本条例の制定について

条例の根拠となる法律が平成 26 年に制定されており、町では既に法の理念に基づく地元企業に対する助成条例等を制定しているが、本来であれば町の助成条例等の制定前に小規模企業の振興の基本理念を定める条例を制定するべきではなかったかと推察する。これまでも商工会を中心とした小規模企業者への対応は十分されていると思うが、町の人口推計を分析すると生産年齢人口が大きく減少し続けており、過疎・少子高齢化を含めた現状は間違いなく小規模・零細企業にとって大変な状況であり、条例を作ったことで満足せず、振興策の全体的な評価・検証をし、今後に向けた見直しや、新たな施策を商工会、金融機関と連携して実行することを期待する。

また、このまま人口減少や過疎・少子高齢化が進行すれば、いずれ公的な対応策も限界がくることは明白であるが、商工会を含む商業団体、企業は、「自助」・「互助」といった基本的な姿勢が希薄で、自ら考え挑戦するという意欲も弱い現状にあると思慮される。福島町では今後なお厳しい状況が続くことが予想されることから、これを機会に商工会としてどう対応していくのか、行政との関係を

今一度整理し、事業者が主体性を持つという原則を念頭に商工業振興の対応策について検討願いたい。

福 議 委 号
平成30年2月14日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 熊 野 茂 夫

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会12月会議(平成29年12月13日)において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	8 今後の介護保険事業の運営等について
調査期間	平成30年1月26日(1日間)
出席委員	委員長 熊野茂夫 副委員長 花田 勇 委員 杉村志朗 委員 平沼昌平 委員 平野隆雄 委員 溝部幸基
欠席委員	なし
委員外議員	議員 滝川明子
出席説明員	町 長 鳴海清春 副町長 高木 壽 福祉課長 石岡大志 福祉課課長補佐 要田吾朗 介護保険係長 三上美穂 地域包括支援係長 村上啓子
議会事務局職員	事務局長 阿部憲一 次 長 鍋谷浩行 主 査 谷藤 悟

[委員会意見]

調査事件 8 今後の介護保険事業の運営等について

(平成 30 年 1 月 26 日調査)

本調査は、現行の第 6 期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が平成 29 年度で最終年度となり、新たに平成 30 年度からスタートする第 7 期計画の概要等が示されたため、その内容を調査・確認したものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目及び意見】

1. 介護保険事業の推進について

資料では現在実施している事業のほか平成 29 年 5 月の介護保険法の改正により地域包括ケアシステムの強化が求められているが、「包括的支援事業」を進めるための体制が行政、民間において十分整備されていないことが憂慮される。今後、ますます高齢化が進んでいくなかで次期計画で目指す住み慣れた地域での「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の一体的提供を実現するためには、行政の適切な指導が益々重要になってくると思われることから、早急に体制を整える必要があり特に人的体制の部分については現行の体制では不十分と憂慮する。

町の職員配置については、定員管理適正化計画によることや、財政運営における人件費等の経常経費を抑制する必要性から福祉に偏った人員配置が難しいことは理解するが、今後の状況を考えると 1 日でも早く専任職員体制を構築することが重要だと思慮する。

なお、新たに事業展開を計画している認知症カフェについては、認知症だけでなく家に籠りがちな高齢者の外出を促す効果が期待されるので、今後事業を展開していく際にはこれまであまり家から出たがらない高齢者も集まるような工夫を検討されたい。なお、高齢者の会話の機会を増やすことも課題であり、町内にいる傾聴ボランティアの資格をもつ方の活用も検討されたい。

2. 保険料の積算について

平成30年度からの基準月額保険料を5,600円、月額300円引き上げることについては、これまでの実績や今後3年間の介護サービス量と給付見込額、また、第6期計画中の介護保険特別会計決算における繰越額等を考慮すると保険料を引き上げる必要性があまり見えてこないものの、過去の収支不足の経緯や意見交換での町長の考えなどから妥当であると理解する。

特別委員会報告

平成29年12月13日、平成29年度福島町議会定例会12月会議において決定した、休会中の調査を終えた特別委員会から、別紙のとおり調査報告書の提出があったので、これを報告する。

平成30年2月20日 提出

福島町議会議長 溝部幸基

記

○国民健康保険の北海道広域化に関する調査特別委員会

福 議 特 委 号
平成 3 0 年 2 月 1 4 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

国民健康保険の北海道広域化に関する調査特別委員会
委員長 平 野 隆 雄

特別委員会調査報告書の提出について

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日、平成 2 9 年度定例会 1 2 月会議において、閉会中に調査をすべき事件として、本特別委員会に付託された事件の調査を終えたので、会議条例第 1 4 7 条の規定により、別紙のとおり調査報告書を提出いたします。

委員会調査報告書

調 査 事 件	国民健康保険の北海道広域化に関する調査について	
調 査 結 果	別紙のとおり	
調 査 期 間	平成 29 年 12 月 13 日～平成 30 年 1 月 29 日（3 日間）	
開 催 日	平成 29 年 12 月 13 日（水）	平成 29 年 12 月 14 日（木）
出席委員	委員長 平野隆雄 副委員長 熊野茂夫 委員 杉村志朗 “ 滝川明子 “ 川村明雄 “ 花田勇 “ 木村隆 “ 平沼昌平 “ 佐藤孝男	委員長 平野隆雄 副委員長 熊野茂夫 委員 杉村志朗 “ 滝川明子 “ 川村明雄 “ 花田勇 “ 木村隆 “ 平沼昌平 “ 佐藤孝男
欠席委員	なし	なし
職務のため主席した議員	なし	議長 溝部幸基
出席説明員	なし	福島町長 鳴海清春 副町長 高木壽 総務課長 工藤泰 総務課参事 小鹿一彦 税務課長 西田啓晃 福祉課長 石岡大志 福祉課課長補佐 要田吾朗
議会事務局職員	事務局長 阿部憲一 次長 鍋谷浩行 主査 谷藤悟 臨時職員 平野文子	事務局長 阿部憲一 次長 鍋谷浩行 主査 谷藤悟 臨時職員 平野文子

調 査 事 件	国民健康保険の北海道広域化に関する調査について	
調 査 結 果	別紙のとおり	
調 査 期 間	平成 29 年 12 月 13 日～平成 30 年 1 月 29 日 (3 日間)	
開 催 日	平成 30 年 1 月 29 日 (月)	
出 席 委 員	委 員 長 平 野 隆 雄 副委員長 熊 野 茂 夫 委 員 杉 村 志 朗 " 滝 川 明 子 " 川 村 明 雄 " 花 田 勇 " 平 沼 昌 平 " 佐 藤 孝 男	
欠 席 委 員	委 員 木 村 隆	
職務のため主 席した議員	議 長 溝 部 幸 基	
出 席 説 明 員	福島町長 鳴 海 清 春 副 町 長 高 木 壽 総務課長 工 藤 泰 総務課参事 小 鹿 一 彦 税務課長 西 田 啓 晃 福祉課長 石 岡 大 志 福祉課課長補佐 要 田 吾 朗	
議 会 事 務 局 職 員	事務局長 阿 部 憲 一 次 長 鍋 谷 浩 行 主 査 谷 藤 悟 臨時職員 平 野 文 子	

委 員 会 意 見

調査事件 国民健康保険の北海道広域化に関する調査について

国では、持続的な国民健康保険制度維持のため、平成30年度からの都道府県広域化を目指し「国保基盤強化協議会」を設置し、平成27年度から地方団体（全国知事会・全国市町会・全国町村会等）と協議を続けてきた。

協議を踏まえた北海道からの情報提供等を基に、当町においても平成30年度予算に向けた国民健康保険税率等を決定することとなる。

町においては、関係課担当者で構成する検討チームを立ち上げ、情報の把握に努めるとともに保険税率の決定に向けた作業を進め、先般行われた国民健康保険運営協議会に税率を諮問し答申を受けている。

以上のことから、医療給付費が高止まりしている状況で、広域化に移行する当町の保険税率が適正なものかどうか、特別委員会を設置し調査したものであり、結果を以下のとおり報告する。

1. 開催状況及び調査内容

(1) 第1回目 平成29年12月13日（水）開催

正・副委員長の互選

(2) 第2回目 平成29年12月14日（木）開催

国民健康保険の広域化に至った経緯及び広域化の内容、今後のスケジュール等について資料に基づき質疑及び意見交換を行った。

(3) 第3回目 平成30年1月29日（月）開催

国民健康保険の広域化に伴う保険税率の決定、関係する町条例等の改正内容について資料に基づき質疑及び意見交換を行い、前回の意見も含めて論点と意見をまとめた。

2. 調査の論点と意見

(1) 納付金・標準保険料率算定について

町では、平成29年度当初賦課データの独自試算を行い、道が示した標準保険税率による試算では保険税額に不足が生じることから平成30年度の国保税率を現行のまま据え置くとしている。しかし、北海道が給付金を算定するための根拠とした数値について推計内容が不明であり、資料に基づく説明でも理解できるものではないことから、担当課においては北海道に対し算定根拠を確認し納得のできる根拠を示すよう指摘する。

(2) 基金の取扱について

資料では、国保の広域化に当たって保険給付に要する費用の流れが変わるため保険給付の増加に伴う基金の積み立ては不要となり、徴収した保険税額が北海道への納付金に満たなかった際に基金を補てん財源とする必要があることから、現行の基金はそのまま維持し、平成30年度以降も徴収した保険税額が納付金を上回った場合には、現行基金に積んでいくこととして条例を改正としている。しかし、改正内容にある「保険給付の安定に資する」という文言については、広域化後の保険給付の費用が北海道より全額賄われることから適切なものか疑義が残る。

(3) 医療給付費抑制対策の検証について

国民健康保険が広域化されることに伴い、市町村は北海道に納付金を納めることになり、納付金の額の算定要素には各町の医療費水準が反映されるが、当町の医療費水準は渡島管内でも高い水準にあり、平成28年度は管内でも最も高い状況である。当町では医療費抑制対策として様々な取り組みを行ってきたが、依然として一人当たりの医療費が渡島管内でも高く推移している現状では、医療費抑制対策が他町と比べて不十分ではないかとの北海道からの指摘も思慮されることから、他町の取り組みと当町の取り組みを比較検証し、次の対策に結びつけていく体制作りを早急に整える必要がある。

(4) 全体意見

当調査特別委員会としては、平成30年度からの保険税率について、町の試算した結果として現行税率のまま据え置くとした今回の方向性については、一定の理解をする。しかしながら、昨年からの新聞報道等により町民の間には当町の保険税額が2割程度下がるとの期待感がある。町長の答弁では引き上げではなく現状維持であり町民の理解は得られると考えているとのことだが、示された資料では算定根拠等の明確な回答が得られず疑義が残ることから、今後、町民への説明に当っては北海道が提示した納付金・標準保険料率の算定根拠等を改めて確認し、町民に理解が得られるよう努められたい。